

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 平成27年度確定申告について
- II. ジュニアNISAについて
- III. 金融機関は事業計画書のここをチェックする
- § 共栄会例会のご案内について

### [ 今月のトピックス ]

- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I . 平成 27 年度 確定申告 について

### ——税制上の主な変更点——

今回は、確定申告の作成に当たり、平成 27 年度分より適用される所得税、贈与税の主な改正事項についてご説明させていただきます。

#### ■平成 27 年分の所得税から適用される主な改正事項

##### 1. 所得税の税率の改正

新たに、課税される所得金額が 4,000 万円超については、45%の税率を設けることとされました。

##### 2. 公的年金等に係る確定申告不要制度の適用除外

公的年金等に係る確定申告不要制度について、平成 27 年分より、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受ける者は、申告不要制度の適用ができないこととなりました。

##### 3. 国外転出時課税制度の創設

一定期間国内に住所または居所を有している人が国外転出をする場合、1 億円以上の対象資産を所有等している場合には、対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなりました。平成 27 年 7 月 1 日より適用されています。

#### ■平成 27 年分の贈与税から適用される主な改正事項

##### 1. 暦年贈与にかかる贈与税の税率構造の見直し

最高税率を相続税に合わせて引き上げる一方、子や孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の税率構造が緩和されました。

平成 27 年 1 月 1 日以降に、直系尊属から財産の贈与を受けた人の贈与税の額は、一般税率ではなく、「特

例税率」を適用して計算します。

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。

（１）「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき

（２）「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき

※「一般税率の適用を受ける財産」について配偶者控除の適用を受ける場合には、基礎控除額（110万円）と配偶者控除額を差し引いた金額（課税価格）となります。

## 2. 相続時精算課税制度の適用範囲を拡大

贈与者が60歳以上の父母または祖父母（改正前65歳以上の父母）となり、贈与を受ける受贈者の範囲に新たに20歳以上の孫が加わりました。

## 3. 住宅取得資金贈与の非課税措置の延長

父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置につき、一定の見直しの上、適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。平成27年中に家屋の新築等の契約をした場合の非課税限度額は、省エネ等住宅が1,500万円、それ以外の住宅が1,000万円です。

なお、平成27年度分の確定申告の申告期間は下記の通りです。それぞれ申告期間が異なりますのでご注意ください。

### ・所得税の申告期間

平成28年2月16日（火）～3月15日（火）\*但し、還付申告は2月15日以前でも提出可能です。

### ・個人事業者の消費税の申告期限

平成28年3月31日（木）

### ・贈与税の申告期間

平成28年2月1日（月）～3月15日（火）



## 経営指標解説コーナー

### ■ 機械投資効率とは

機械投資効率とは設備投資がどれだけの付加価値を生み出したのかをみます。加工高（粗利益）と設備資産の割合を示した指標です。この数値が高ければ、設備資産が有効に効率よく使用されていることとなります。2期前、前期と比較して数値が良くなっているかどうか確認してみましょう。もし、数値が悪くなってきていた

場合は、加工高（粗益）が減少していないか、設備資産が減少していないか、確認してみましょう。

## Ⅱ . ジュニア NISA について

—いよいよ、1月から始まりました—

いよいよ、平成 28 年 1 月から、ジュニア NISA の申し込みが可能となることから、ニュースや CM で目にすることが多くなりました。しかしながら、NISA がすでに存在するのに、何故ジュニア NISA が創設されたのでしょうか。その違いはどういったものなのでしょうか。

### ■ジュニア NISA をザックリ言うと

未成年者の子供の名義の口座で、この口座で保有されている株式や株式投資信託について生じた配当や、株式の譲渡益については、所得税等の税金がかからないというものです。正式名称は「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置」といいます。

ジュニア NISA のポイントは未成年者の名義で非課税口座を開設でき証券投資ができますが、引出制限があるところがポイントとなります。つまり、子供や孫等の将来に向けた長期投資を促進するために開設された制度と言えます。

ジュニア NISA の申込は平成 28 年 1 月 1 日から可能ですが、実際に株式を購入し、運用を開始できるのは平成 28 年 4 月 1 日からです。口座の開設が可能な時期は平成 28 年から 35 年までの 8 年間で

### ■ジュニア NISA の制度は？

口座を開設できるのはその年の 1 月 1 日現在で 20 歳未満である人またはその年中に生まれた人となります。ですから、生まれたばかりのお子さんでも口座の開設は可能です。口座を開設すると、配当や譲渡益が非課税となる未成年者口座と配当や譲渡益が課税となる課税未成年者口座ができます。未成年者口座の中には各年で設定する非課税管理勘定と継続管理勘定があり、平成 28 年から平成 35 年までに開設したときは、非課税管理勘定ができます。

未成年者口座の投資可能額は、毎年 80 万までで、非課税管理勘定は、5 年間非課税を継続できます。5 年経過した年の翌年が平成 35 年までならば、再びジュニア NISA（未成年口座・非課税管理勘定）として 5 年間継続、再投資が可能です。年間投資の限度額は 80 万ですが、従来からのジュニア NISA 口座から、そのまま新口座に移管することもでき、新たに別の上場株式等を新口座で運用することも可能です。

5 年経過した年の翌年が平成 36 年から平成 40 年までの場合で、口座の名義人が 20 歳未満の時は、20 歳になるまで、継続管理勘定を使って非課税運用管理ができますが、この場合は、今まで口座で運用した上場株式等のうち 80 万円までの部分についてのみ運用管理できます。

なお、口座は親権者が子供に代わって運用管理をすることになります。また、ジュニア NISA は子・孫等の将来に向けた長期投資を促進するための制度であるので、引出制限があります。口座の開設者の年齢がその年の 3 月 31 日現在 18 歳である年齢の前年の 12 月 31 日までは、原則的には引き出せないことになっております。

## ■税金的には

ジュニアNISAは配当収入や譲渡益に対する所得税等に対して非課税にする制度であり、購入の資金の贈与まで非課税ではありません。ですので、贈与税については暦年課税を採用している場合は、年間110万円までが非課税となります。また、NISAと同じく、譲渡損については他の譲渡益との通算、繰越控除ができません。そして、5年間保有した結果、時価が取得価額より下回った場合は、5年後の時価が取得価額として引き継がれることから、課税される売却益が増加することになります。

NISAと同じく、ジュニアNISAも配当や譲渡益が一定の期間、非課税になる制度であり、元本割れのリスクのある投資です。お子様やお孫様の将来のための長期投資には、従来の贈与や教育・結婚・子育て資金一括贈与等を含めて考える必要があると思います。

## Ⅲ. 金融機関は事業計画書のここをチェックする

### — 融資を受けるための重要な作成ポイントとは —

金融機関は事業計画書のどこをチェックして、融資を判断するのでしょうか。経営者、事業内容、お金の3点に絞って重要な作成ポイントを確認していきましょう。

### ■経営者の人物&経験＝「人となり」はどう評価される？

金融機関は事業計画書を、まず「どのような人物で、どのようなことをしようとしているのか」という視点からチェックします。いくら事業内容がよくても、経営者に信頼や魅力がないと、事業が成功しないことを知っているからです。したがって、事業に対する思い入れや経営理念は省略せず、しっかりと記述する必要があります。もうひとつ重要なことは経営者の経歴です。例えば、今まで経理だった人が全く経験のないラーメン店を運営するのは、金融機関の担当者から見て不安があるでしょう。したがって、創業資金の融資を受けることは難しいでしょう。また、携わっていた業務に関する内容で起業しても、10年間、現場作業だけやっていたとなると、経営者になる力量のある人なのかどうかはわかりません。そこで、金融機関は次のような事項をチェックします。1. 売上や回収、支払などお金の管理をしていたか（お金の管理）、2. 従業員の勤怠や採用、教育訓練などの管理をしていたか（人の管理）、3. 売上向上のための企画を考えたり、改善策を提案したりしていたか（経営者の視点）。金融機関はこれらの項目をチェックし経営者の力量を判断します。

### ■事業内容は「お金の流れ」との整合性を見る

事業内容とは、事業概要と収益の仕組みのことです。事業概要では、業種と業態の内容を書きます。たとえば「輸入雑貨を販売する。実店舗は持たず、インターネットで全国販売する」「××駅前のビルでネイルサロンを営む」といったところです。収益の仕組みとは、儲かる理屈のことです。「どんなことをやってお客さんからお金をいただくか」です。たとえば、「仕入れた雑貨に平均30%の利幅を乗せて販売す

る」、「エステの施術料とボディーローションやフェイスクリームなど、物販の売上代金が主な収益になる」といったことです。金融機関は収益の仕組みを踏まえ、「お金の流れに無理はないか」を判断するため、事業内容を見ていくのです。

## ■お金・資金は「因果・流れ・筋道」を精査する

お金については、大きく二つに分かれます。ひとつは自己資金で、もうひとつは借入金です。

### 1. 自己資金で覚悟を見る

例えば、日本政策金融公庫の「新創業融資制度」は、開業にかかる総費用の10分の1以上の自己資金の保有が利用の条件になっています。「本気で事業を起こそうと思っているならば、コツコツとお金を貯めてきたはずだ」という理屈です。創業から3年以上経過している場合は、企業内の現金の動きが重要になります。お金の出入りのタイミングと金額が一目で確認できる資金繰り表が必要になってきます。

### 2. 「借入金」は使途で必要性を判断する

次は借入金についてです。金融機関にチェックされるのは、借入金の使途です。本当に、そのお金が必要かどうかということです。融資を受ける場合、お金の区分として「設備資金」と「運転資金」があることに留意します。設備資金は製造設備、自動車などの固定資産を購入するためのお金です。

### 3. 「設備資金」では課題解決力が問われる

設備資金でチェックされるポイントは、「経営上の課題を解決するものであるかどうか」です。設備資金を借りることによって、経営上の問題点や課題が解決し、業績が向上することがわかった場合に融資を受けることができます。ただし、借り入れができる金額は、その企業の売上規模や決算状況によって異なります。

### 4. 「運転資金」は必要性を精査する

運転資金とは、仕入れの代金や経費の支払に使うお金です。お店で現金商売をしている場合でも、陳列商品は先に仕入れておかなければなりません。つまり、お金を回収する前に立替えのお金が必要になり、それを運転資金として借りるのです。このように、事業の仕組み上必要な“つなぎの資金”が運転資金であり、その必要性を金融機関の担当者はチェックします。



## 国税庁情報コーナー

### ■ 個人番号カードを取得された方へのお知らせ

個人番号カード(電子証明書は標準的に搭載されます。)を利用して、e-Taxにより申告手続等を行う場合は、個人番号カードの電子証明書を e-Tax に登録する必要があります。また、既に住民基本台帳カードの電子証明書を e-Tax に登録している場合についても、新たに取得した個人番号カードの電子証明書を e-Tax に再登録する必要があります。



## 今月のブックマーク

医療保険医療費データベースをご存じでしょうか。医療保険医療費データベースとは、医療費の動向を迅速に把握することを目的とし、厚生労働省が作成したものです。社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会で処理される診療報酬等の計数（点数、費用額、件数及び日数）を集計し、報酬の点数を10倍して、医療費として評価しています。ご関心ある方はチェックしてみてください。

「医療保険医療費データベース」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken14/in>

## TFG 共栄会 例会のご案内

本年度も下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上ご参加ください。

日 時： 平成28年4月26日（火） 受付 午後4時20分より  
内 容： 開催・挨拶 午後5時00分より  
第一部 研究部会・研修会 …… 午後5時20分より

### テーマ「今後の経済展望」—チャンスはつかめるのか—

講師：三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

単景気循環研究所副所長（シニアエコノミスト）鹿野 達史 氏

第二部 情報交換懇親会 …… 午後7時より（8時30分終了予定）

御堂筋 本町

会 場： ヴィアーレ大阪 2F「安土の間」（御堂筋線本町駅1号出口を3分）

参加費： 5,000円

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐